

[特別用途地区]

理 由 書

国道 17 号沿道地区については、「第一種住居地域」から「準工業地域」への変更に併せ、沿道及び周囲の住宅地への環境悪化を防ぐことを目的に、新たな大規模集客施設の立地を制限するとともに、風俗営業に関わる建築物、規模の大きな畜舎の立地を制限する「特別用途地区（特別業務地区）」を指定する。